

県南広域振興局長告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年9月22日

県南広域振興局長 細川 倫史

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901084	アースサポート株式会社	アースサポート一関	岩手県一関市上大槻街 4番23号	平成29年9月30日